



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭審議会障害児支援部会

第1回(R5.6.28)

資料7

障害者部会と障害児支援部会の 今後の運営について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

○こども家庭庁設置法 (所掌事務)

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

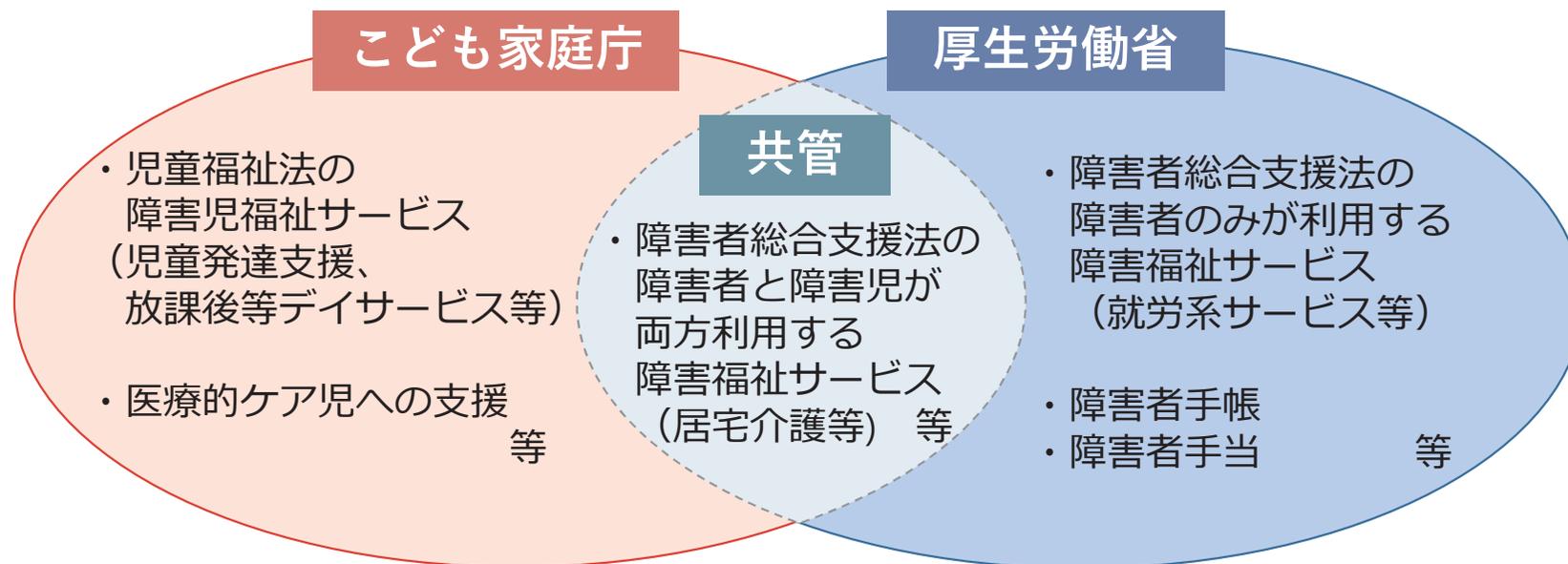
十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

○厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） (所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。

八十八 障害者の保健の向上に関すること。



障害者部会と障害児支援部会の今後の運営について

1. 障害者部会及び障害児支援部会の所掌事務

(1) 障害者部会の所掌事務

障害者支援に関する調査審議

- (例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス
障害者手帳、障害児・者に対する手当等の障害者と障害児を一体として支援する施策
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施策 等

(2) 障害児支援部会の所掌事務

障害児支援に関する調査審議

- (例) 児童福祉法に基づく障害児に対する福祉サービス、医療的ケア児への支援 等

2. 部会運営に当たっての留意事項

上記の所掌事務に基づき各部会を運営することが基本であるが、障害児・者の支援に断絶が生じないように、必要な連携を図っていくことが必要であり、

- ・ 障害者支援及び障害児支援の双方に関連する重要事項を審議する際には、両部会を合同開催する、
- ・ 合同開催を要しない案件についても、障害児・者双方に関わる事項については、必要に応じて、両部会において審議又は報告を行う、
- ・ 一方の部会において、他方の部会に関わる委員の意見があった場合には、事務局を通じて関連する部会に情報共有する、

等の方策により、必要な情報共有・連携を図りながら、両部会を運営することとする。

社会保障審議会関係法令

●厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

厚生科学審議会

労働政策審議会

医道審議会

薬事・食品衛生審議会

2 （略）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。

二～四 （略）

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

●社会保障審議会令（平成12年政令第282号）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6 （略）

※第2回社会保障審議会（平成13年5月18日開催）における「部会の設置について」により、社会保障審議会に障害者部会が設置された。

障害児支援部会関係法令

●こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）

（設置）

第六条 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く。

2 （略）

（こども家庭審議会）

第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。

二～四 （略）

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

イ 児童福祉法

ロ～ハ （略）

2 こども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、こども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

●こども家庭審議会令（令和4年政令第127号）

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6 （略）

※令和5年4月21日こども家庭審議会決定「部会の設置について」により、こども家庭審議会に障害児支援部会が設置された。

障害者部会 委員名簿

阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長
安藤 信哉	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会事務局長
石野 富志三郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長
井上 博	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
岡田 久実子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
沖倉 智美	大正大学教授
叶 義文	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会会長
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問
久保 厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会会長
小阪 和誠	日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事
小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
小林 真理子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長
齋藤 訓子	公益社団法人日本看護協会前副会長
酒井 大介	NPO法人全国就労移行支援事業所連絡協議会会長
櫻木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
白江 浩	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会会長
新保 美香	明治学院大学教授
陶山 えつ子	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 こどもの未来を考える部会部会長
竹下 義樹	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会会長
飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター元総長
中里 道子	国際医療福祉大学 医学部精神医学主任教授
永松 悟	全国市長会（杵築市長）
中村 時広	全国知事会（愛媛県知事）
丹羽 彩文	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長
野澤 和弘	植草学園大学副学長（教授）／一般社団法人スローコミュニケーション代表
藤井 千代	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所部長
吉川 かおり	明星大学教授

障害児支援部会 委員名簿

有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
石澤 柊	社会福祉法人麦の子会
一見 勝之	全国知事会（三重県知事）
大胡田 誠	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合将来ビジョン推進委員会委員
小川 陽	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会理事・政策委員長
小澤 温	筑波大学人間総合科学学術院教授
小野 善郎	元・和歌山県精神保健福祉センター所長
加藤 千穂	一般社団法人全国医療的ケア児支援協議会政策担当理事
北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長
小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
小島 幸子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会副会長
小林 真理子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長
酒井 康年	一般社団法人全国児童発達支援協議会事務局長
陶山 えつ子	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 こどもの未来を考える部会部会長
田村 和宏	立命館大学産業社会学部教授
永松 悟	全国市長会（杵築市長）
山本 圭美	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会理事
山本 則子	公益社団法人日本看護協会副会長
吉野 幸代	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会常任理事